別表六の二（四）　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第68条の15の８第６項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する連結法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定対象年度の基準連結所得等金額　(8)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の48第５項第１号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する特定対象年度の同号に規定する基準連結所得等金額を記載すること。

3　「前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の48第５項第１号に規定する前連結事業年度等の同項第２号に規定する基準連結所得等金額の合計額を記載すること。

4　「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該連結事業年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等　(11)」の「前連結事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「(11)」から「(15)」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「連結事業年度等又は事業年度等　(11)」の「前連結事業年度等　②」の月数が当該連結事業年度の月数に満たない場合　「(12)」から「(15)」までの「前連結事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「連結事業年度等又は事業年度等　(11)」の「前連結事業年度等　②」の月数が当該連結事業年度の月数を超える場合　「(11)」から「(15)」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は((13)×(14))　(15)」の「前連結事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　(13)」の「前連結事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第39条の47第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。

別表六の二(四)付表を削る。

別表六の二(五)から別表六の二(八)までを次のように改める。